



戦後80年と象徴天皇の〈戦争・戦後〉責任

天野 恵一

主張が記されている。

広島に帰って生活している川本隆史さんの紹介で「献呈」するとの琥珀書房の文章が挟み込まれた、秦恒雄という人の『ひろひと天皇年代記―一九四五年八月ヒロシマ』が私のところに届いた。

まったく未知の本だったので、まず川本の「あとがき」(彼が1980年7月20日に旺文社から発行されたこの本を、発掘し、再出版の契機をつくったらしい)から読み出した。そこには「それまで読み漁ってきた被爆体験記の類いとは一線を画する、ユニークな文体と重層的な内容に圧倒された」とある。正視に堪えない悲惨な体験の(ユニークな文体)による(重層的な内容)と、タイトル「ひろひと天皇年代記」とサブタイトル「一九四五年八月ヒロシマ」が、まったく整合性がなく見える両者が、どう関係しているのかをハッキリ確認したいと思い、本文に向かった。

タイトルとサブタイトルの関係は、ハッキリと明示されている内容であった。妻の死を確認した後の8月17日には、こういう

「午前、十五日付新聞がようやく配達され、天皇の終戦の大詔なるものをはじめて詳しく拝見する。ところで、この大詔というのは、何といい気なものであることか。／天皇は、日本の自立と東亜の安定のために戦争を始めたが(これがまちがっていたとは言っていない)残念ながら戦局は有利に展開せず。世界の大勢は不利になる一方であった。しかも敵は新しく残酷な爆弾を使用しだしたのでこれでは民族が滅亡してしまうから(残酷なのは敵である)止むなく戦争を終ることに(敗けたとは言わない)するというのである。そして『帝国と共に終始東亜の解放(！)に協力せる諸盟邦に対し遺憾の意を表せざるを得ず』と、自分たちが侵略して多大の迷惑をかけた諸民族にちよっぴり、挨拶したあと『帝国臣民にして戦陣に死し、戦域に殉じ、非命に斃れたる者及其遺族に想いを致せば五内為に裂く』と勝手に一人でなげいている。五内とは体のこ

とであろう。／現実には体を裂いて彼より一足先きにその貴重な生命を失ったのはひとり日本、広島の人びとばかりではない。それは遠く、満洲、南京、重慶、マニラなどの名もなき民衆にまでおよんでいるのである。／彼は今後それについて如何なる贖罪をしようというのであろうか。なお終戦の大詔とともに、新聞には、原子爆弾に関するトルーマン大統領の声明ものについている。それは『宇宙の根源的な力を人類がはじめて駆使したものであり、戦史上最大の爆弾である英国のグランド・スラムの二千百以上の破壊力を有する』と」。

正直、私は本当に驚いた。当時、敗戦後の日本国家のスタートの言葉である「終戦の詔書」に批判的に向きあい、ハッキリと天皇制(ひろひと)の戦争責任を問いかけていた被爆者の兵士の言葉が遺されていたことに。もう一文、紹介しよう。8月15日の敗戦の日の言葉である。

「帰ってハンモックに入ったがなかなか眠られない。戦争のすんだことは嬉しいが、しかし反面、何か情けないことになったも

のだという気がそくそくとしておこる。／
いいがたい日本人の劣等意識。支配者には
無批判に屈服するくせに、絶えず弱者を見
つけ出しては自己もまた支配者らしく振る
まおうとするその態度。野心を遂げるとき
の野獸的な情熱と無限の欲望の連続。それ
は個人にも国家にも共通したサイコロジ
ーだったが、ついにこのような破局をまねい
てしまった。しかもその過程において、い
かに多くの第三者を傷つけ、その侮蔑と嫌
悪を買ったことか。この性癖はおそらく永
久に癒えることなく、今後とも絶えずくりか
えしてゆくであろう。私には一種の宿命と
しか思われない」。

彼の悲しい予言(「一種の宿命」)は当たった。
戦後80年の今、日本の政府は、歴史的に
は明白な天皇(制)の戦争戦後責任を公言
することはなく、それを公的に問いかける
ことをタブーとする公共(マス・メディア)
空間をつくり続けている。

敗戦50年の1995年、私は天皇ヒロヒ
トの「終戦の詔書」全文を引いて、それを
批判する文章を書いている。

その結びのくだりには「朕は、茲に国体
を護持し得る」とあり、国体(天皇制)の
護持(延命)が、すべてに優先させる課題
であったことが、そこにはあからさまに自

白されている、と私は主張している。その
文章を引く。

「……光栄ある我が国体護持のため、朕
は米英蘇並びに重慶と和を講ぜんとす」／
軍人向けの終戦の勅語(八月十七日付)の方
は『国体の護持の為』とその理由が明示さ
れており、ひたすら自分たちのためだけの
『終戦』という事実がよく読みとれる。」「敗
戦50年を問う視座(『象徴天皇制研究』(1995年
1月30日)号・『日の丸・君が代』かけの天皇制』
インパクト出版会・2001年所収)

自分たちの延命(「国体護持」!)保障を敵
と取り付けようとグズグズしている内に、
空襲で、沖縄戦で、原爆で、大量の死傷者
はうみだされてしまった。

にもかかわらず、自分たちの責任は問わ
ないという姿勢は戦後一貫しているのだあ
る。『終戦の詔勅』が政府によって取り消さ
れることなき時間は80年間流れてしまった。

『ひろひと天皇年代記——一九四五年八月
ヒロシマ』は今年再刊された。

私たちも、戦後80年の今こそ、象徴天皇
制の(戦争・戦後)責任をトータルに検証
する作業を果たすべきだろう。

(あまの・やすかず／本誌編集委員)

●バッジ・シールのご注文は

事務局にFAX、メール、はがきで必要な品
物と数量、お名前、ご住所、電話番号・FAX
番号をお知らせください。頒価・送料を記した
払込取扱票を品物と共にお送りいたします。

「殺すなバッジ」を再製作しました。

注文先 市民の意見30の会・東京
市民意見広告運動

TEL 03-6435-2030
FAX 03-6435-2031

*「殺すなバッジ」の頒価

・大 250円 ・小 220円

*「九条実現バッジ」(絵柄はA・B)の頒価

・大 300円 (10個以上、1個250円)
・小 250円 (10個以上、1個220円)

*「九条実現シール」

(大・中・小シールの3種で1枚)の頒価
・1枚 300円

